

平成25年 第10回教育委員会 会議録

日 時	平成25年10月22日（火） 午後2時～2時20分
場 所	向日市役所 第6会議室
出席委員	前田委員長、雨宮委員、白幡委員、松本委員、奥野教育長
欠席委員	なし
事務局	教育部長、次長兼教育総務課長、次長兼学校教育課長、教育総務課担当課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹2名、学校教育課指導主事、教育総務課主査
議 題	議案第9号 字の区域の変更に伴う向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について
傍 聴 者	なし
委員長	開会宣言
委員長	まず、議案第9号「字の区域の変更に伴う向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」を上程する。
事務局	<p>— 議案第9号提案説明 —</p> <p>平成25年第3回定例会で議決された「字の区域の変更に伴う」は、京都都市計画事業向日市阪急洛西口駅東地区土地区画整理事業の施行にともない、字の区域の変更を行うものである。この変更に伴い、本市の教育委員会規則を一部改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 字の区域が変更となる地域 寺戸町の正田、三ノ坪、七ノ坪、八ノ坪、九ノ坪、志賀見、寺田</li> <li>・ 上記のうち、通学区域を定める規則の一部改正の対象となる地域 正田のみ</li> </ul> <p>現在、正田地域は、阪急以東は寺戸中学校区、阪急以西は西ノ岡中学校区と定められているが、今回の変更にとともない、正田全域が阪急以西となる。</p> <p>このことから、正田地域はすべて西ノ岡中学校区と規則改正するものである。（新旧対照表 参照）</p> <p>なお、今回の規則改正は、通学区域そのものを変えるものではない。</p>

(附則)

字の区域の変更は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生じる。

換地処分は平成25年11月下旬～12月下旬に予定されている。

以上、教育長に対する事務委任規則第2条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。

委員長

議案第9号の採決を行う。

(全員挙手)

委員長

議案第9号は承認された。

委員長

閉会宣言